

随意契約の相手方及び理由等(物品関係)

区 分	内 容 等	備 考
契 約 年 月 日	令和6年7月5日	
契 約 件 名	KEKB,BT,DR安全管理システム定期保守点検 一式	
契 約 金 額	7,037,800円	
契 約 の 相 手 方	東京都品川区西五反田2-12-19 株式会社アクシオ	
問 合 せ 先	財務部契約課契約第四係 Tel 029-864-5168	
随意契約の適用条項	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 契約事務取扱規則第32条第1項第1号	契約の性質又は目的が競争を許さないとき
契 約 の 概 要	本件は、安全管理システムの定期保守点検に関するものであり、安全管理システム全体の中の広範な項目について行う。	
随意契約の理由	本件の安全管理システムは、昭和電線(株)がケーブル敷設も含め構築したものであり、(株)アクシオが事業を継承している。同社は、その後各加速器全ての安全管理システムの改造・改修を行った実績もあり、各加速器の安全管理システムの構造とそれらの関係性及び特性等詳細まで熟知し、適切な保守を行うことができるに足る技術と信頼性を有している。 このため、本件の保守点検を請負うことができる者は(株)アクシオ以外にはなく、随意契約としたものである。	